

志田雄一郎

区議会レポート
2021年 秋号



編集・発行：立憲民主党・無所属クラブ

住所：新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 5階

電話：03-5273-3555 FAX：03-3209-1077



(しだ・ゆういちろう) 1967 (昭和42) 年新宿区生まれ。現在6期目。
総務区民委員会、オリンピック・パラリンピック文化観光等特別委員会に所属。

- ◎令和3年 第3回定例会中の決算特別委員会における質疑①～③
- ◎商工業緊急資金（特例）の貸付限度額の引き上げ等④

①帰宅困難者対策について



質問1.

～区内企業に対して一斉帰宅の抑制について伝え、企業側としてもご協力を得て、ご理解はいただいているか？～

答弁（危機管理担当部）

⇒新宿駅周辺の事業者・団体に協議会を結成し、一斉帰宅をしない、慌てて移動しない等の新宿ルールを周知している。また、都に国と連携して経団連や商工会議所に社員を守る対策を進めるよう要望している。

質問2.

～首都直下型地震発生時に新宿駅周辺における帰宅困難者は約5万人と予想される。一斉帰宅の抑制とともに、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保という課題もある。新宿駅周辺地域で高層ビルやホテル、区と都の施設を含め令和二年度は35施設1万5,971人の受け入れ可能だったが、その後の協定の状況は？～

⇒現在は2万1千人の受け入れが可能。

質問3.

～一時滞在施設の協力事業者には感染防止対策を講じる上で都の支援事業があるが、十分に活用されているのか？～

⇒支援事業については書面で通知している。都と確認しながら進めていきたい。

質問4.

～帰宅困難者を受け入れ、施設で事件等が発生した場合の責任が事業者になってしまう。これで民法上の賠償請求を受ける可能性がある、この事が協力事業者側にとってネックとなり、なかなか進まない。事件等があっても事業者側の責任は問わないことについて区長会を通じて国に法整備や、都にも国に同様の働きかけを要望しているが、その後の状況は？～

⇒法整備については進展はないが、区と事業者が結ぶ協定書には「事業者側に重大な瑕疵が無ければ区が一定の責任を負う」というように協定書を見直した。

一斉帰宅の抑制について企業側にさらなる協力を求めるとともに、協力事業者には十分な支援策を講じ、理解をいただけるよう努力を願いたい。

また、施設等で事件や事故が発生した場合には、事業者側の責任は問わない等の法整備を強く求めた。

この質問をした翌日の10/7、千葉県北西部を震源とする震度5強の地震が発生した。首都直下型地震の切迫性が叫ばれるなか、早急な対応の必要性を改めて感じた。



区政相談受付中！

ご意見・ご要望は…

TEL・FAX 03-3355-0546

yuichiro.shida@gmail.com

新宿区議会議員

志田雄一郎



②がん検診について

質問1.

～受診率の目標を国は50%以上と掲げている。本区は令和二年度で胃がん19.77%、大腸がん16.9%、肺がん15.6%、前立せんがん8.9%となっているが、達成に向けて現在の取り組みは？～

答弁（健康部）

⇒受診勧奨のはがきとコールセンターからの電話の二本立てで行っている。

これまでは受診勧奨のはがきと電話を別々の事業者に委託していたが、

三年度からはこれを一体化して、はがきを送ったタイミングで電話がいくような工夫をしている。



質問2.

～以前、会派として提案したABC検診は、血液を少量採取するだけなので短時間で終了する。都内でこの検診を行っている自治体もあるが、その動向と健診率との関係を調査しているか？～

⇒23区のうち半数ほどの区で検診として取り入れている。本区は国が指針としている科学的根拠に基づく対策型検診を検診項目として採用しているので、当該検査は死亡率の裏付けが不十分であり、擬陰性、擬陽性、過剰診断等の不利益がある可能性があるため、現時点では取り入れる考えはない。

この検査はがんのリスクを層別化するもので、国は「健診」としては定めていないが、一つのきっかけになるのではないかと他区の事例を十分検討し、前向きに進めていただきたい。

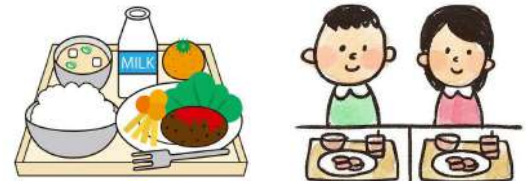
③学校給食について

質問1.

～教員の負担軽減、子どもの貧困問題、食育という観点から給食費の無償化を要望している。義務教育は無償が原則で、給食は教育の一環であり、「食育」という役割もある。本来は国が担う役割だが、本区は「国の動向について注視する」ということだが、国の動向は？～

答弁（教育委員会）

⇒国の法改正の動きはない。



質問2.

～先日、学校給食の食材について要望があった。法律改正により日本により多くの有毒農薬成分が入った食物が輸入されるようになった。2018年にはこの農薬によりがんになり患した男性が訴訟を起こし、企業は敗訴している。また、子どもの発達障害や自閉症やアレルギーの原因ともなるということだが、有毒な成分を含んだ食物と、本区の給食の食材との関係性をどう考えているか？～

⇒残留農薬の人体への影響は、国が定めた一日の摂取許容量の基準以下の製品が農水省の規制の下、安全な農産物として流通していると捉えている。本区は安全な農産物を購入し、安全・安心な給食を提供している。

質問3.

～給食の食材について有機農産物の供給をという要望も以前行ったが、これについて友好都市である伊那市と連携することで、産業振興にもつながるという意味もあり、合わせて検討願いたい～

⇒伊那市からは年三回食材の提供を受けている。有機農産物は手間暇がかかり、価格も高く大量生産、大量消費には向いていない。高価な有機農産物を遠方からの大量購入は難しい。

給食の無償化に向けて国に法整備を求めるとともに、身体に優しい有機農産物を友好都市である伊那市から購入することで、同市の産業振興にも寄与し、安全・安心な給食を提供出来るよう、引き続き求めていく。

④商工業緊急資金（特例）の貸付限度額の引き上げ等

現行の内容

貸付限度額500万円

貸付期間5年以内

（据置期間6か月以内）

変更後の内容

貸付限度額**1,000万円**

貸付期間**7年以内**

（据置期間**12か月以内**）

新規の申込みに加え、既に商工業緊急資金（特例）を受けている場合も借換融資や追加融資が可能です。

利子及び信用保証料は、引き続き区が全額補助します

実施期間：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで